

和光市告示第95号

和光市総合振興計画施策推進会議設置要綱を次のように定める。

平成18年6月28日

和光市長 野木 実

和光市総合振興計画施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 和光市総合振興計画における施策の推進において、その実施状況の検証、評価及び見直しを行うに当たり、広く意見を求めるため、和光市総合振興計画施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、和光市総合振興計画における施策の実施状況を点検し、当該施策が円滑に推進されるよう、市長に対し、当該施策の改善についての提案をする。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者 2人以内
- (2) 市内の公共的団体を代表する者 6人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、会長は、第3条第2項第2号の委員のうちから市長が指名する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴く

ことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。